

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人筑前伊都の会における役員等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程を適用する対象は、理事・監事・評議員（以下、役員等という）及び評議員選任・解任委員とする。ただし、施設職員であって法人役員で兼務する者は、この規程を適用しない。

(業務の種類)

第3条 報酬等を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会い
- (4) 入札の立会い
- (5) 評議員選任・解任委員会への出席
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬の額)

第4条 役員等及び評議員選任・解任委員には、その業務への出席1日につき5,000円を日当として支給する。(その他、月額等定額の報酬は支給しない。)

(費用弁償の額)

第5条 役員等及び評議員選任・解任委員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

2 費用の弁償額は、実費とする。

(諸会議等の出張費用)

第6条 諸会議等に出張するために必要とする費用等は、「社会福祉法人筑前伊都の会旅費規程」に定める基準に準じて支給する。

(費用弁償の辞退)

第7条 役員等及び評議員選任・解任委員は、費用弁償額の全部又は一部につき辞退することができる。

(変更等)

第8条 この規程の変更・改定及び定めのない事項については、理事会において起案し、評議員会にて決議し定める。

附 則

この規程は平成29年6月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。